

BroadCenter LGWAN-ホスティングサービス利用約款

(第 2.0 版)

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

目次

第1節	総則	4
第1条	(約款の適用)	4
第2条	(本サービスの内容)	4
第3条	(約款の変更)	5
第4条	(利用申込)	5
第5条	(本サービス利用の承諾)	6
第6条	(契約者情報の公開)	7
第7条	(権利譲渡の禁止)	7
第8条	(地位の承継)	7
第9条	(氏名等の変更)	7
第10条	(本サービス提供の停止)	8
第11条	(本サービス提供の再開)	9
第12条	(当社の都合によるサービス提供の中断)	9
第13条	(本サービス提供の制限)	10
第14条	(本サービス提供の廃止)	10
第15条	(当社が行う利用契約の解除)	10
第16条	(契約者が行う利用契約の解除)	11
第17条	(利用サービスの変更)	11
第18条	(契約者の禁止事項)	12
第19条	(他人に使用させる場合の契約者の義務)	12
第2節	LGWAN接続 申請サービス	13
第20条	(本節の条項が適用されるサービス)	13
第21条	(当社の責務)	13
第22条	(LGWAN 接続 申請サービスの提供等)	13
第23条	(LGWAN 接続 申請サービスの報酬等)	13
第3節	LGWAN接続サービス等	13

第 24 条	(本節の条項が適用されるサービス)	13
第 25 条	(LGWAN 接続サービス等の提供)	14
第 26 条	(提供場所)	14
第 27 条	(最低利用期間)	14
第 28 条	(本サービス提供開始日)	14
第 29 条	(非常時の措置)	14
第 30 条	(障害への対応)	15
第 31 条	(LGWAN 接続サービス等の利用料金等)	15
第 32 条	(利用不能等の場合における利用料金の精算)	16
第 33 条	(情報の取り扱い)	16
第 34 条	(データセンターへの入室)	16
第 35 条	(LGWAN 接続サービス等に関する特則)	16
第4節	雑則	16
第 36 条	(違約金)	16
第 37 条	(遅延損害金)	17
第 38 条	(消費税等)	17
第 39 条	(端数処理)	17
第 40 条	(免責事項)	17
第 41 条	(業務委託)	17
第 42 条	(機密保持)	18
第 43 条	(個人情報保護)	18
第 44 条	(契約者のデータの権利)	19
第 45 条	(契約者への通知等)	19
第 46 条	(不可抗力)	20
第 47 条	(分離可能性)	20
第 48 条	(合意管轄裁判所)	20
第 49 条	(準拠法)	20

第5節 附則.....20

第1節 総則

第1条 (約款の適用)

1. この「BroadCenter LGWAN-ホスティングサービス利用約款」(以下、「本約款」といいます。)は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)が、第2条(本サービスの内容)第1項に定める BroadCenter LGWAN-ホスティングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を契約者に提供する場合の提供条件を定めたものです。

第2条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは以下のサービスによって構成されます。
 - ① LGWAN 接続申請サービス
 - ② LGWAN 接続サービス
 - ③ LGWAN オプションサービス
2. 契約者は、LGWAN 接続サービスおよび LGWAN オプションサービスは、地方公共団体情報システム機構(以下、「J-LIS」といいます。)の承認および登録(以下「J-LIS 登録等」といいます。)が必要であり、当社が J-LIS 登録等のための申請を契約者のために行う必要があることを認識し、本サービスを申し込むものとします。
3. 第1項の本サービスの具体的内容は次に定めるものとし、当社は、本約款に基づき本サービスを提供します。なお、本サービスの詳細は、当社が別途定める仕様書(以下、「仕様書」といいます。)に従うものとします。
 - ① LGWAN 接続 申請サービス
 - (1) J-LIS 登録等に対する申請を契約者のために行うサービス
 - (2) J-LIS 登録等に対する申請に付随するサービス
 - ② LGWAN 接続サービス
 - (1) 総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」といいます。)に専用線接続を行い、地方自治体とネットワーク接続する回線サービス(以下、「LGWAN-ASP 回線サービス」といいます。)
 - (2) LGWAN の公開セグメントの通信を制御するためのファイアウォールを提供するサービス(以下、「LGWAN-ASP ファイアウォールサービス」といいます。)
 - (3) 共通プロトコル(DNS、NTP)機能提供サービス(以下、「LGWAN-ASP 共通サービス」といいます。)
 - (4) OS のパッチファイル、セキュリティベンダーから更新されるファイルのダウンロード用にインターネット回線を準備するサービス(以下、「セキュリティファイルダウンロード用インターネットサービス」といいます。)
 - (5) その他 J-LIS から提供されるサービス

③ LGWAN オプションサービス

- (1) LGWAN にサービスを公開するための仮想サーバーを提供するサービス（以下、「仮想サーバーサービス」といいます。）
 - (2) J-LIS のルールに従い、各セグメントの通信をファイアウォールにて制御するサービス（以下、「LGWAN-ASP 外部ファイアウォールサービス」といいます。）
 - (3) 本サービスのメンテナンスを行うための回線を提供するサービス（以下、「メンテナンス回線サービス」といいます。）
 - (4) 本サービスの監視・運用を行うサービス（以下、「マネージドサービス」といいます。）
 - (5) 「仮想サーバーサービス」の仮想サーバーの代わりに、お客様機器をラックにお預かりするサービス、（以下、「コロケーションサービス」といいます。）
4. 当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時契約者に対して発表・通知される諸規定および仕様書は、本約款の一部として構成されるものとします。

第3条 （約款の変更）

1. 当社は、適宜、本約款の全てまたは一部を変更することがあります。この場合、契約者は、当社が提供する本サービスの内容および本サービス料金（第 21 条（LGWAN 接続 申請サービスの報酬等）に定める報酬等および第 31 条（LGWAN 接続サービス等の利用料金等）に定める利用料金等の総称した本サービスの対価をいいます。）、その他の条件については、変更後の約款の内容に従うものとします。
2. 本約款の変更は、当社が定めた日（以下、「効力発生日」といいます。）に効力を生じるものとします。
3. 当社は、本約款の変更を行う際は、契約者に対し、効力発生日の 1 か月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びに当該変更の効力発生日を通知します。
4. 契約者は、本約款の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面により異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の本サービスに係る利用契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第4条 （利用申込）

1. 本サービスの利用申込を行う者（以下、「申込者」といいます。）は、本約款および仕様書に記載の本サービスの利用条件の内容を承諾した上で、当社が別途定める書面（以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。なお、1 通の申込書で複数人が申し込みをすることは出来ません。

2. 当社は、申込書の記載内容を確認するために、必要な資料を申込者に提出していただく場合があります。
3. 当社は、申込日を含めた 14 営業日以内に申込者から撤回を申し入れられた場合に限り、無償にて申込を取り消すものとします。また、申込日を含めた 15 営業日以降から第 6 条（本サービス利用の承諾）に定める承諾通知に記載されたサービス提供開始日前日までに契約者が取消を行う場合は、契約者は、本サービスの利用の有無に関わらず、第 23 条（LGWAN 接続 申請サービスの報酬等）に定める当社が申請等に要した費用および第 31 条（LGWAN 接続サービス等の利用料金等）に定める利用料金等（1 カ月分）を合計した額に相当する金額を当社に対して支払うものとします。

第5条 （本サービス利用の承諾）

1. 当社は、申込者から本サービスの申込を申込書にて受けたとき、すみやかに利用契約の締結に必要な審査を行います。
2. 当社は、審査の結果申込を承諾するときは、契約者に対し、当社より承諾の通知（以下、「承諾通知」といいます。）を電子メールにて行います。但し、当社は契約者の求めに応じて書面で通知を行う場合があります。
3. 当社は、当社の都合により、承諾の通知を発送した日の翌日から起算して 3 営業日以内に承諾通知の内容の全部または一部を取り消す場合があります。
4. 利用契約は、承諾通知に記載された承諾日（以下、「契約日」といいます。）に成立するものとします。なお、承諾の通知がない限りは、利用契約は成立しません。
5. 前各項の定めにかかわらず、J-LIS 登録等ができなかった場合は、利用契約は終了し、将来に向かってその効力を失うものとします。
6. 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、申込に係る本サービスの全部または一部について、利用申込を承諾しない場合があります。この場合、当社は申込者に対してその旨を通知します。
 - ① 利用申込に係る本約款の規定に違反し、または違反するおそれがある場合。
 - ② 申込書に虚偽の記載もしくは記入漏れがあった場合またはその他利用申込において不備があった場合。
 - ③ 過去または現在において、本サービス料金または手続きに関する費用等の支払いを怠った場合、または怠るおそれがある場合。
 - ④ 過去に当社以外に対して、違法行為、契約違反行為または条理、慣習もしくは信義に悖る行為と判断される行為をしていたことが判明した場合。
 - ⑤ 利用申込内容が技術的に実現困難な場合。
 - ⑥ 利用申込内容を実現することにより当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合または生じるおそれのある場合。

- ⑦ 本サービスの利用が違法行為を行うことを目的としていることが判明した場合。
- ⑧ 反社会的勢力との接触または取引があることが判明した場合。
- ⑨ その他、当社が利用契約の締結において適当でないと判断した場合。

第6条 (契約者情報の公開)

1. 当社は、本サービスの利用申込の承諾後、契約者の商号、契約者の氏名等必要な情報を当社の顧客リストに登録します。法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続きにより要求があった場合、当社は、契約者の同意を得ずに顧客リストおよび契約内容等を開示することができます。

第7条 (権利譲渡の禁止)

1. 契約者は、利用契約に基づく本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に関する一切の権利、義務または契約上の地位を当社の事前の書面による承諾を得ずに第三者に譲渡し、または担保の用に供することはできません。

第8条 (地位の承継)

1. 契約者が他の法人との間で組織再編を行う場合は、契約者が存続会社となる吸収合併または契約者が承継会社となる吸収分割を行う場合を除き、その契約者たる地位を承継することについて当社が事前に書面で承諾した法人に限り、当社の契約者となるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約者は、自らが当事者となる組織再編（組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、その他契約者の組織に重大な変更を生じさせる変更をいいます。）を行うこととなった場合、当社の指定する書面またはその事実を証明する書類を添えて、すみやかにその旨を当社に届け出るものとします。
3. 契約者の地位を承継した法人と利用契約を継続することが適当でないと当社が判断した場合、当社は、組織再編行為の効力発生日または前項の届出を受けた日のいずれか遅い日から起算して30日以内に限り、何らの催告を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。当社は、当該解除に基づく損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第9条 (氏名等の変更)

1. 契約者は、申込書に記載された契約者の名称・商号・所在地・代表者、または住所・氏名、その他記載内容に変更があった場合は、変更内容とその変更の事実を

証明する書類、または当社の指定する書面を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。

2. 本約款の定めに基づく契約者による届出または承諾・通知その他の意思表示は、特段の定めがない限り、いずれも書面で行うものとします。
3. 契約者が第1項に定める変更の届出を怠りまたは遅延した結果不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

第10条 (本サービス提供の停止)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止する場合があります。
 - ① 本約款の規定に反した場合。
 - ② その他、契約者に本サービスを提供することが不相当と当社が判断した行為、または不作為があった場合。
2. 当社が前項により本サービスの提供を停止するときは、当社は、事前に理由および停止する期間を契約者に通知します。ただし、契約者に通知することが不都合と判断される場合またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、事前の予告なく、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止します。
 - ① 前項の通知を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合。
 - ② 契約者による本約款に違反する行為その他当社が不相当と判断した行為をただちに中止させないことで、他に回復困難な損害が生じるおそれがある場合。
 - ③ 前各号のほか、本サービスの停止をすべき緊急の必要性が認められる場合。
 - ④ 本サービスの提供に対して、警察、裁判所、その他公的機関による適法な手続きを経た停止命令または停止要請が出された場合、ならびに本サービスの提供のために必要な機器等の差押えが行われた場合。
 - ⑤ 契約者の経営基盤に重大な影響を及ぼすような債権者からの差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、その他の民事執行または民事保全措置を受けた場合。
 - ⑥ 銀行取引停止処分、小切手または自己振出の手形の不渡り処分を受けた場合。
 - ⑦ 破産、特別清算手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立が行われた場合、または裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。
 - ⑧ 当社の裁量にて悪質または悪意をもった行為があると判断した場合。
4. LGWAN 運営主体による LGWAN サービスの停止により、本サービスの提供を停止する場合があります。
 - ① LGWAN 運営主体の承諾を得ずに LGWAN-ASP 接続セグメントに機器を接続した場合。

- ② LGWAN を法令又は公序良俗に反する態様で利用したとき又は反するおそれのある態様において利用した場合。
 - ③ LGWAN を宣伝行為等の営利目的で利用した場合。
 - ④ サービス提供者の機器が SPAM メールおよび不正アタック等の拠点又は中継点となっていることが判明した場合。
 - ⑤ 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
 - ⑥ 前各号に掲げる事項のほか、この本約款に記載される事項に違反する行為で、LGWAN の運用に支障を及ぼすおそれのある行為をした場合。
5. 本サービスの提供が停止された場合においても、契約者は、本サービス提供の停止期間中の本サービス料金の支払い義務を免れないものとします。
6. 本条に基づく本サービスの停止に起因して契約者が直接的または間接的に損害を被った場合であっても、当社は、第 40 条（免責事項）の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第11条 （本サービス提供の再開）

1. 前条（本サービス提供の停止）に基づき、本サービス提供が停止された後において、契約者が本サービス提供の再開を求める場合は、再開日およびその手段について、当社および契約者の協議の上、定めるものとします。

第12条 （当社の都合によるサービス提供の中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断する場合があります。
- ① 本サービスの提供を行うための電気設備、通信設備およびその他の設備（内蔵されているソフトウェア等を含みます。（以下、「本サービス提供設備」といいます。）の保守管理、工事等の維持管理またはサービス向上に係る機器の変更等、本サービスの安定的な提供を行うために必要な場合。
 - ② 本サービス提供設備に障害等が発生し、本サービスの提供を行うことが困難となった場合。
 - ③ 当社が提供を受けている電力会社や通信事業者等の理由により安定的なサービスの提供を受けることができなくなり、安定的に本サービスの提供を行うことが困難となった場合。
 - ④ その他理由により安定的に本サービスの提供を行うことが困難となった場合。
2. LGWAN 運営主体による LGWAN サービスの中断により、本サービスの提供を中断する場合があります。
- ① LGWAN に障害等が発生し、本サービスの提供を行うことが困難となった場合。
 - ② LGWAN の保守又は工事においてやむを得ない場合。

- ③ 自然災害、事変その他の非常事態の発生により LGWAN 中の通信需要が著しく輻輳し、通信の全部又は一部を接続することができなくなった場合。
3. 当社は、本条 1 項および 2 項の規定により本サービスの提供を中断する場合、当該契約者に対し、当社が定めた期間において、実施期日および期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではなく、当社は、当該契約者に対し、本サービスの提供を中断した後すみやかに通知を行います。
4. 本条に基づく本サービス提供の中断により契約者が直接的または間接的な損害を被った場合でも、当社は、第 40 条（免責事項）の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第13条 （本サービス提供の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認める場合は、災害の予防、救援、または交通、通信、電力の供給確保もしくは秩序の維持のために必要な通信、その他公共の利益のために緊急を要する事項を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限することがあります。
2. LGWAN 運営主体による LGWAN サービスの制限により、本サービスの提供を制限する場合があります。
- ① LGWAN の保守又は工事においてやむを得ない場合。
- ② 自然災害、事変その他の非常事態の発生により LGWAN 中の通信需要が著しく輻輳し、通信の全部又は一部を接続することができなくなった場合。
3. 本条に基づく本サービス提供の制限により契約者が直接的または間接的な損害を被った場合でも、当社は、第 40 条（免責事項）の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第14条 （本サービス提供の廃止）

1. 当社は、当社都合により本サービスの一部または全部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの一部または全部を廃止するときは、契約者に対して、事前に通知します。但し、天災その他不可抗力等の当社の責に帰すべきでない事由により廃止せざるを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本条に基づく本サービスの廃止により契約者が損害を被った場合でも、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第15条 （当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告も要せず、契約者に通知することにより、利用契約の全部または一部を解除することができるものと

します。なお、当社はこれにより契約者に生じた損害に対して一切の責任を負わないものとします。

2. 第 10 条（本サービス提供の停止）第 3 項および第 4 項の各号に定める事由の one に該当する場合。
3. 契約者または第 19 条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の定めによって契約者が本サービスを使用した契約者以外の者が本約款またはその他の合意事項に違反した場合。
4. 第 46 条（不可抗力）に定める事由により、第 12 条（当社の都合によるサービス提供の中断）第 1 項第 1 号に定める本サービス提供設備の全部または一部が滅失または損壊し、その使用が不可能となり、復旧の見込みがない場合。
5. 契約者等による本約款等に定める債務の全部または一部の履行が不能である場合。
6. 契約者等が本約款等に定める債務の全部または一部の履行を拒絶する旨の意思を明確に表示した場合。

第16条 （契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、事前に解除する旨について書面をもって通知することにより、利用契約の解除を行うことができるものとします。この場合、利用契約の解除日は、当社が契約者から通知を受領した日より 60 日を経過した日の当月の末日とします。

第17条 （利用サービスの変更）

1. 契約者が本サービスの種類および内容等を変更したい場合は、当社が別途定める書面を提出することにより申込みとし、当該利用契約の変更は、当社が承諾した時点で効力が生じるものとします。
2. 前項に基づく利用契約の変更は将来に向かって効力を有するものとし、本サービスの料金が減少するときでも、当社は契約者が既に支払った本サービス料金を返金しないものとします。
3. 第 1 項により、利用契約内容を変更する場合において、本サービス料金が増加するときには、当社が変更後の利用契約内容で本サービスを提供した日から新料金を適用するものとします。
4. 契約者は、当社からの承諾の連絡を受け次第、すみやかに当社から通知された変更結果を確認し、その正誤を当社に通知するものとします。当社の設定に誤りがあり、かつ、変更完了の連絡を行った日を含めて 2 日以内に契約者から修正を申し入れられた場合は、当社は再度変更につき検討するものとします。また、3 日目以降に修正を申し入れられた場合は、契約者は、当該変更の検討に関わる費用を負担するものとします。

第18条 (契約者の禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはけません。
 - ① 公序良俗に反する行為。
 - ② 犯罪行為または犯罪の恐れのある行為。
 - ③ 他人の特許権、著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
 - ④ 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為。
 - ⑤ 他人の信用、名誉を毀損しまたは中傷誹謗する行為。
 - ⑥ 本サービスの運営を妨げる行為。
 - ⑦ 当社がサービス毎に別途定めた仕様を越えて使用を行う行為。
 - ⑧ 当社の信用または名誉を毀損する行為。
 - ⑨ コンピュータウィルス、その他のあらゆる種類のハードウェアもしくはネットワークに危害を与えるプログラムをサーバー等へ保存し、またはサーバー等からの送信を行う行為。
 - ⑩ LGWAN 運営主体の承諾を得ずに LGWAN-ASP セグメントに機器を接続する行為
 - ⑪ LGWAN を宣伝行為等の営利目的で利用する行為
 - ⑫ J-LIS への申込に当たって虚偽の事項を申請する行為
 - ⑬ LGWAN の運用に支障を及ぼすおそれのある行為
 - ⑭ 法令または利用契約に違反する行為。
2. 契約者は、契約者または第 19 条 (他人に使用させる場合の契約者の義務) の定めによって契約者が本サービスを使用させた契約者以外の者の責に帰すべき事由により当社が被った直接的または間接的な損害について、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、コンピュータウィルス、その他のあらゆる種類のハードウェアまたはネットワークに危害を与えるプログラムについて、契約者の費用負担と責任において防御する義務を負うものとします。

第19条 (他人に使用させる場合の契約者の義務)

1. 契約者は、管理、保守、運用等の用途で本サービスを契約者以外の者に使用させることができます。
2. 契約者は、前項に基づき、本サービスを契約者以外の者に使用させる場合、契約者は次に定める条件に従うものとします。
 - ① 契約者の書面による事前の通知。
 - ② 契約者は、当該契約者以外の者にも第 18 条 (契約者の禁止事項)、第 42 条 (機密保持) の規定を遵守させるものとし、契約者以外の者がこれに反する行為をした場合には、当該行為について、当社に対して責任を負うものとします。

- ③ 契約者は、第1項に基づき、本サービスを契約者以外の者に使用させた場合、本サービスに関する料金または工事に関する費用のうち、本サービスを使用する契約者以外の者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うものとします。

第2節 LGWAN 接続 申請サービス

第20条 (本節の条項が適用されるサービス)

1. 本節の条項は、本サービスのうち、LGWAN 接続 申請サービスに限り、適用されるものとします。

第21条 (当社の責務)

1. 当社は、LGWAN 接続 申請サービスを準委任の方法で提供するものとし、仕様書に従い、契約者のために、J-LIS 登録等に対して、各種申請および当該申請に付随する行為（以下、「申請等」といいます。）を行うものとします。
2. 当社は、前項に定める申請等を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、当社は、契約者に対して、J-LIS が行う審査の結果までは保証しないものとします。

第22条 (LGWAN 接続 申請サービスの提供等)

1. 契約者は、当社からの要請に応じて、当社が行う申請等に協力するものとします。
2. 当社は、申請等のために合理的に必要と認められる範囲内で、契約者に対して、申請等に必要と認められる書面の提出を請求できるものとし、契約者はこれに従うものとします。

第23条 (LGWAN 接続 申請サービスの報酬等)

1. 契約者は、当社に対して、LGWAN 接続 申請サービスの報酬および当社が申請等に要した費用（以下、総称して「報酬等」といいます。）を支払うものとします。
2. 前項に定める報酬等は、利用契約に定めるものとします。
3. 当社は、報酬等について、契約者に対して請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書を受領した日の翌月末日までに報酬等を支払うものとします。
4. 当社による申請等の結果、J-LIS 登録等が得られなかった場合においても、契約者は、本条第1項に定める支払義務を免れないものとします。

第3節 LGWAN 接続サービス等

第24条 (本節の条項が適用されるサービス)

1. 本節の条項は、本サービスのうち、LGWAN 接続サービスおよび LGWAN オプションサービス（以下総称して「LGWAN 接続サービス等」といいます。）に限り適用されません。

第25条 （LGWAN 接続サービス等の提供）

1. 当社は、仕様書に従い LGWAN 接続サービス等を契約者に提供します。
2. オプションサービスは、LGWAN 接続サービスを提供する場合に限り提供されるものとし、当社は、LGWAN 接続サービスのみ、オプションサービスのみを提供しないものとします。
3. 第 10 条（本サービスの提供の停止）、第 12 条（当社の都合によるサービス提供の中断）、第 13 条（本サービスの提供の制限）、第 29 条（非常時の措置）の定めに従い、LGWAN 接続サービスの提供が中断または制限された場合、オプションサービスの提供も中断または制限されることがあります。

第26条 （提供場所）

1. LGWAN 接続サービス等の提供場所は、当社データセンターまたは提携データセンターの設備内とします。

第27条 （最低利用期間）

1. LGWAN 接続サービスの利用契約には、最低利用期間があります。別途特別な条件がない場合は、サービス開始日を起算日として最低利用期間を 1 年としますが、別途特別な条件がある場合には、1 年を超えて設定することがあります。最低利用期間経過後は、利用契約はさらに 1 年間自動的に延長するものとし、以後この例によるものとします。

第28条 （本サービス提供開始日）

1. 当社は、J-LIS 登録等が完了した日以降、別途契約者に対し LGWAN 接続サービス等の提供を開始する日を通知するものとします。

第29条 （非常時の措置）

1. 契約者による LGWAN 接続サービス等の利用について、当社は次の各号の措置をとることがあります。
2. 通信トラフィックが著しく増加し、そのことにより当社のサービス用施設に過度の負荷が発生している場合またはその恐れがあると当社が判断した場合、当社は、当社の安定したサービス提供を確保するため、LGWAN 接続サービス等の利用の制限または一時停止その他当社が適切と判断した措置を行います。

3. 帯域共用型の契約者で、利用アクセスにより通信トラフィックが著しく増加し、その結果、帯域を共用する他の契約者のサービス利用に著しい制限もしくは不都合を与えている場合または与える恐れがあると当社が判断した場合、当社は、LGWAN 接続サービス等の利用の制限または一時停止その他当社が適切と判断した措置を行います。なお、帯域共用型の契約者は、自らの業務量増加等によりトラフィックが急激に増加した場合または予想される場合、すみやかに当社へ申し入れを行い、適切な処置を行うものとします。
4. 当社は、法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続きにより要請または命令を受けた場合、契約者に対し、LGWAN 接続サービス等の利用の制限、一時停止、立ち入り拒否その他当社が適切と判断した措置を行う場合があります。

第30条 (障害への対応)

1. LGWAN 接続サービス等を提供するための当社所有のネットワーク機器・設備等に障害が発生した場合、当社は、契約者に対して速やかにかかる障害を報告し、直ちに本サービス提供の再開のために復旧活動を実施します。

第31条 (LGWAN 接続サービス等の利用料金等)

1. 契約者は、当社に対して、LGWAN 接続サービス等の料金および費用（以下、総称して「利用料金等」といいます。）を支払うものとします。
2. 前項に定める、利用料金等は、利用契約に定めるものとします。
3. 当社は、当月分の利用料金等について、契約者に対して請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書を受領した日の翌月末日までに利用料金等を支払うものとします。
4. LGWAN 接続サービス等が月の途中から開始される場合、1ヶ月に満たない期間に対応する利用料金等は、日割り計算で算定するものとします。
5. 第16条（契約者が行う利用契約の解除）に基づく、解除の時点で本サービス利用期間が第27条（最低利用期間）に規定の1年を超えた最低利用期間に満たない場合は、契約者は、当該最低利用期間が満了するまでに支払われるべきだった利用料金等の合計金額を一括にて当社が指定する方法で支払うものとします。また、既に支払い済みの契約期間に対して未使用期間が発生する場合であっても、契約者は、差額分の払い戻しを請求できないものとします。
6. 第12条（当社の都合によるサービス提供の中断）、第13条（本サービス提供の制限）の規定より本サービスの提供が中断または制限されている間の月額利用料金については、第32条（利用不能等の場合における利用料金の精算）の規定により取り扱われるものとします。

第32条 (利用不能等の場合における利用料金の精算)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由または本約款に特段に定められた事由により、契約者がその利用契約に係る LGWAN 接続サービス等を全く利用できない状態となり、当社がその状態を確認した時刻から連続して 24 時間以上その状態が継続したときは、当該利用できない状態の累積期間相当の利用料金を算定し、月額利用料金等から減額する場合があります。ただし、減額の上限は 1 ヶ月の利用料金とします。
2. 前項に定める減額は、契約者の書面による請求があった場合のみとします。当社からの翌月利用料金等の請求前に、契約者が利用契約を解除した場合、契約者は、本条に定める減額に関する権利を失うものとします。また、当社からの翌月利用料金等の請求日の前日までに、契約者からの減額請求が当社に到達しない場合も同様とします。

第33条 (情報の取り扱い)

1. 契約者は、利用するサーバー等に記録された情報に対する一切の操作およびその結果に対して、その操作が契約者によるものか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者のサーバー等に記録された情報に対して、何らの保証をせず、何らの責任をも負わないものとします。
3. 契約者は、契約者のサーバー等に記録された情報に関する紛争に関しては自己の費用負担と責任において解決するものとし、一切の責任から当社を免責させるものとします。

第34条 (データセンターへの入室)

1. 契約者が当社データセンターへ入室する場合、契約者は、当社の諸規則および当社社員の指示に従わなければなりません。

第35条 (LGWAN 接続サービス等に関する特則)

1. 利用契約に基づき当社および契約者に生じる権利、義務 (LGWAN 接続サービス等に関する権利、義務に限る) は、J-LIS 登録等がされることを停止条件としてその効力を生じるものとします。

第4節 雑則**第36条** (違約金)

1. 契約者は、本サービス料金の支払いを違法または不当に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を、違約金として当社に支払うものとします。

第37条 （遅延損害金）

1. 契約者は、本サービス料金または前条に定める違約金を請求書に指定する支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年14.6%の割合（ただし、1年は365日として計算する）で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第38条 （消費税等）

1. 契約者が本サービス料金の支払いを当社に対し行う場合において、消費税法、地方税法およびこれらに関連する法令の規定により、消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）が賦課されるときは、契約者は、当社に対して当該サービス料金と、それに対する消費税等を合わせて支払うものとします。

第39条 （端数処理）

1. 本約款に基づき金額の計算をした場合に、その計算により算定された金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り上げします。

第40条 （免責事項）

1. 本サービスの利用に関連して契約者の業務に支障等が生じ、契約者が損害その他の不利益を被ることがあっても、当社は契約者に対し、その損害等を賠償または填補し、これを復旧・回復する責任を負わないものとします。
2. 前項に定める損害その他の不利益が当社の故意または重大な過失に起因する場合、契約者は、当社に対し、本約款において当社が一切の責任を負わない旨規定されている場合を除き、当該事由により現実に被った直接的な損害を請求できるものとします。ただし、その損害額は、当社への利用料金等の1ヶ月分相当額を限度とし、かつ、相当因果関係の範囲内にある通常かつ直接の損害に限ります。なお、当社は、間接損害、予見の有無および予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情により生じた損害、逸失利益、データまたはプログラムの消失・喪失・破損による損害については、いかなる場合もその責を負わないものとします。

第41条 （業務委託）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部について、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第42条 （機密保持）

1. 当社は、法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続きにより情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、当社が機密保持に関する契約を第三者と締結し、本サービスの実施の全部または一部を第三者に再委託する場合は除きます。
2. 契約者は、本サービスの利用に関し知り得た以下の情報を、第三者に対して開示してはならないものとします。
 - ① 当社とその関連会社、およびその契約者に係る施設、財産、製品、サービス、営業、その他事業に関する全ての情報。
 - ② 有形、無形、および秘密であるとの表示または指示の有無、またその目的の如何を問わない、第三者の専有情報または秘密情報。
3. 前項は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではないものとします。
 - ① 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
 - ② 知り得た時点で既に取得済みの場合。
 - ③ 知り得た後、自己の責によらず公知、公用となっている場合。
 - ④ 開示または提供の同意を得た場合。
 - ⑤ 正当な権原を有する第三者から機密保持義務を課せられずに取得した場合。
 - ⑥ 法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続きにより、開示または提供の要請があった場合。
 - ⑦ 契約者は、第2項で定める情報が契約者により開示または漏洩された場合、それによって生ずる一切責任を負うものとします。
 - ⑧ 契約者は、契約者またはその代理人が本サービスに関して交わした全ての守秘義務に係る契約（秘密保持契約）の条項を遵守するものとします
4. 本条の規定は、利用契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第43条 （個人情報保護）

1. 当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（個人情報保護法の定義に従うものとし、以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - ① 本サービスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）

- ② 本サービスのレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - ③ 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービス紹介情報等を含みます。）を、契約者に対し電子メール等により送付すること。
 - ④ その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報の取扱いを第三者に委託するものとします。
 4. 前項の定めにかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第44条 （契約者のデータの権利）

1. 契約者のデータに関する著作権を含む権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社は、これらの権利を保護する義務を負わないものとします。
2. 当社は、契約者のデータが著作権を含む第三者の権利を侵害した場合、その行為およびその結果に対し、一切の責任を負わないものとします。

第45条 （契約者への通知等）

1. 本約款に基づき当社が契約者に対して行う通知その他連絡（以下、「通知等」といいます。）は、電子メール、書面またはホームページへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行うものとします。
2. 前項に基づき、当社が契約者に対して電子メールで通知等を行う場合には、契約者が当社に届け出ている連絡先に通知等を行うものとします。また、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバに到達したことをもって通知等が完了したものとみなします。
3. 前項の連絡先に変更がある場合において、契約者が当社に対して当該連絡先の変更に関する届出を怠ったことにより、契約者に通知等が到達しなかったとしても、当該通知等が通常契約者に到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。
4. 本条1項に基づき、当社が契約者に対してホームページへの掲載で通知等を行う場合には、当社が定めたホームページに掲載された時をもって通知等が完了したものとみなします。

第46条 (不可抗力)

1. 当社および契約者のいずれも、天災、地震、火事、労働紛争、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁もしくは地方自治体による規制、指示その他の指導または不可抗力に基づく利用契約上の債務（金銭の支払債務を除く）の不履行または遅延につき、相手方に対して何ら責任を負わないものとします。

第47条 (分離可能性)

1. 本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効または執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効または執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該条項は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において、限定的に解釈されるものとします。

第48条 (合意管轄裁判所)

1. 当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第49条 (準拠法)

1. 当社約款に関する準拠法は、日本法とします。

第5節 附則

1. 2020年3月31日に改正した本約款は、2020年4月1日から実施します。